

集団回収、ご存知ですか？



港区の

集団回収 の手引き

報奨金を引き上げました！

集団回収で
地域のコミュニケーションを深めよう！

優良な
資源回収業者
を選べます！



資源を有効に
再生利用できます！

目 次

- 1 集団回収とは ----- P. 2
- 2 集団回収の実施方法 ----- P. 4
- 3 区の支援について ----- P. 7
- 4 問い合わせ先一覧 ----- P. 8

集団回収とは

おおむね10世帯以上の区民の皆さんで構成する町会・自治会・PTA・管理組合などの団体(以下「集団回収団体」)が、家庭等(※)から出る古紙(新聞・雑誌・段ボール・紙パックなど)、びん、缶、布類などの資源を自主的に回収し、資源回収業者に引き渡してリサイクルする方法で、ごみの減量と資源循環を図る活動です。

※ 平成30年7月1日から、中小企業基本法上の小規模企業者が排出する古紙(産業廃棄物を除く)も回収できる様になりました。ただし、事業者のみで集団回収団体を作ることができないため、地域の集団回収団体に古紙を提供する形になります。

中小企業基本法上の小規模企業者

● 製造業その他 … 従業員20人以下 ● 商業・サービス業 … 従業員5人以下

家庭から出る資源



資源

小規模企業者から出る古紙



古紙

事業者から出る資源



【小規模企業者から出る古紙を除く】

※ 産業廃棄物に該当するものは集団回収の対象外です

事業所から出るごみと資源は
自己処理が原則です。

集団回収のメリット

- 回収品目や回収日を皆さんで決めることができます。地域の実情に合った活動ができます。
- 地域の皆さんのコミュニケーションが深まります。
- 資源とごみの分別やリサイクル等への関心が高まり、ごみ減量につながります。
- 区から報奨金などの支援があります。
- 第三者が資源を持ち去る行為を抑止することができます。

港区の資源回収量

港区での資源回収量のうち、約23%(令和2年度実績)が集団回収によるものです。集団回収は資源回収の中でとても重要な役割を担っています。



回収量の約2割が、
集団回収によるものなのですね!

港区リサイクルキャラクター エコル

資源回収の割合



集団回収により回収できる品目(例)

- 古紙…新聞、雑誌、段ボール、紙パック、その他再生可能紙
- びん、缶、布類 など

その他再生可能紙とは?

菓子箱、おもちゃの箱、はがき、封筒、包装紙、紙袋、トイレットペーパー・ラップの芯、メモ用紙・コピー用紙、カレンダー、ティッシュの箱 などをいいます。

リサイクルできない紙類(可燃ごみとして区の収集に出してください)

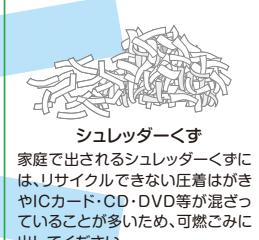
①加工してある紙



②汚れや匂いのついた紙



③シュレッダーくず



資源回収業者により、回収できる品目が異なります。
詳しくは、資源回収業者にお問い合わせください。

集団回収と区による資源回収の違い

集団回収

- 集団回収団体と契約した資源回収業者が回収します。
- 回収場所は集団回収団体が、資源回収業者と相談して決めます。
- 回収日時は集団回収団体が、資源回収業者と相談して決めます。
- 古紙・びん・缶・布類等
(小規模企業者は産業廃棄物を除く古紙に限る)
- 回収量に応じて区から報奨金が支給されます。
(7ページ参照)

違い

◀回収主体▶

- 区が回収します。

◀回収場所▶

- 資源・ごみ集積所で回収します。

◀回収日時▶

- 区が指定する曜日の朝8時までに出します。

◀回収品目▶

- 古紙、びん、缶、ペットボトル、資源プラスチック

◀報 奨 金▶

- なし

※別途区では、古着等を区有施設で拠点回収しています



集められた資源はリサイクルされ、
新しい製品などに生まれ変わります。





2 集団回収の実施方法

集団回収を始めるための手続き等を説明します。

手続きを始める前に…

各地区総合支所協働推進課に事前にご相談ください。(8ページ参照)



STEP. 1

集団回収を実施するための団体(グループ)をつくります。

おおむね10世帯以上の区民の皆さんで団体(グループ)をつくります。集団回収は、町会・自治会、マンション管理組合、PTA、地域のグループやクラブなど、区民の皆さんで構成された団体が対象です。集合住宅単位でも可能です。役員会や理事会総会で活動を始めることが可能で、賛同を得ましょう。

注意!

集団回収で回収する資源は、区民の皆さんの家庭等から出る資源に限られます。中小企業基本法上の小規模企業者から出る古紙を除き、会社や商店等の事業所から出る資源は、集団回収には出せませんのでご注意ください。

STEP. 2 ↓

団体で話し合って、活動内容を決めます。

地域の皆さんでコミュニケーションを深めながら、無理なく楽しく活動することが大切です。

① 代表者を決めます。

よりスムーズに活動を行うために、担当者も決めておきましょう。

② 回収日・回収品目・回収場所などを決めます。

いつ?(回収日)	区の回収日とは別に、団体で任意に決めることができます。「毎月第○曜日」、「毎週○曜日」など、皆さんのが覚えやすい日にすると効果的です。
----------	---

何を?(回収品目)	家庭から出る古紙、びん、缶や、布類などが対象です。  (小規模企業者は、古紙のみ対象)
-----------	---

どこで?(回収場所)	地域の皆さんが出しやすく、集めやすい場所を選びましょう。トラブルにならないように、交通量が多い場所は避け、回収トラックを安全に停めができる場所にしましょう。回収場所を示す標識等は、参加者にも分かりやすく、集団回収活動のPRや、持ち去り防止にも役立ちます。
------------	---

STEP. 3

団体と資源回収業者で取決め(契約)を交わします。

① 資源回収業者を選びます。

港区では、資源回収業者は各団体で任意に決めていただいている。また、適切な回収料金、処理方法を実践する資源回収業者の区への登録制度により、集団回収実践団体が優良な資源回収業者を選択し、安心して集団回収に取り組める環境を整備しています。※リストは区ホームページで公開しています。

② 団体と資源回収業者で回収条件等を打ち合わせ、決め(契約)を交わします。

集団回収は、団体と資源回収業者との間の契約によって行われます。

事前に回収の方法や条件をよく確認してください。また、契約書を交わすようにしてください。

資源回収業者と契約する際のポイント

いつ?(回収日)	STEP 2で決めた回収日に必ず回収できるか、回収日が祝日の場合の回収の可否等を確認してください。
何を?(回収品目)	STEP 2で決めた回収品目を取り扱っている資源回収業者であるか等の確認をしてください。 ※ 品目によっては回収しない業者もありますので、契約予定の資源回収業者をご確認下さい。
どこで?(引渡場所)	回収した資源を引き渡す場所を決めてください。STEP 2で決めた回収場所が2箇所以上ある場合は、資源回収業者がそれぞれの回収場所を回って回収するのか、皆さんが資源を1箇所に集めてから引き渡すのかなど、回収の仕方によって作業負担が大きく違います。皆さんに、より適した回収の仕方を十分に検討してください。
いくらで?(回収料金)	回収品目や回収量、資源回収業者によって、資源回収の際に引取り手数料を支払う場合があります。逆に、資源回収業者が資源を有償で買い取る場合もあります。事前によく確認してください。また、手数料の支払いや売却収入の受取りは、皆さんと資源回収業者が直接行います。

STEP. 4

区に集団回収団体の登録申請を行います。

集団回収実践団体登録申請書に必要事項を記入し、各地区総合支所協働推進課（8ページ参照）に提出してください。登録が完了すると、登録証が発行されます。

小規模企業者の古紙を回収する際は、集団回収古紙排出事業者届出書への記入が必要です。

(第 1 牡段)							
渋谷区集団田畠古跡耕出事業者登出用							
登出申請用							
年 月 日							
(地元) 渋谷区長							
団体名 _____ 代表者姓名 _____ 代表者性別 _____ 代表者電話 _____							
渋谷区田畠古跡耕出代行委嘱證第 4 条第 3 項第 3 号の規定により、以下のとおり届け出ます。							
(請求書提出用印)							
区号	筆頭者名前	所有者名	地番	地籍	面積	開闢年	耕出年

〈見本〉集団回収古紙排出事業者届出書

〈見本〉集団回収実践団体登録申請書

STEP.5

地域の皆さんにPRを行います。

新しく集団回収を始めるときは、地域の皆さんに集団回収を始めたことを知つてもらうためのPRが重要です。掲示や回覧などで、事前に回収品目、回収日時、回収場所等をお知らせしましょう。



STEP.6

集団回収の活動を始めます。

皆さんで協力して活動しましょう。

①回収日に、資源回収業者に資源を引き渡します。

各家庭から資源を回収場所に持ち寄ってもらいます。回収日に、資源回収業者に資源を引き渡します。

②毎月、区に集団回収実績報告書を提出します。

区が集団回収団体に報奨金をお支払いする根拠となる大切な書類です。「回収を行った月の翌月10日まで(必着)」に、持参または郵送にて、各地区総合支所協働推進課(8ページ参照)に提出してください。

[例]1月の回収分は、2月10日までに集団回収実績報告書を提出します。

③年2回、回収量に応じて、区から報奨金が振り込まれます。

報奨金の振込みには、団体名義の口座が必要です。

詳しくは7ページをご覧ください。



港区集団回収実績報告書		登録番号		
(区)	(宛先) 港区長	年月日		
回収業者名 _____				
実績団体名 _____				
代表者氏名 _____				
・住所 _____ 地区 _____				
・電話 _____ ()				
送達日 年月日 登録番号 世帯				
下記のとおり、集団回収実績を報告します。				
資 源 回 収 明 紹				
品 目	総 量 kg	1kg 当り 営業単価	売上金額 円	備 考
紙 類	新聞			
	雑誌			
	戻ボール			
	紙パック			
	その他再生可能紙			
布 類				
金 属 類				
アルミ類				
その他の金属類				
び づ き び ん =0.6kg× 本				
カレッジ類				
そ の 他				
合 計				
1. 生きひき類を計量しない場合は、1本0.6kgとして換算してください。 2. 回収箱に1キログラム未満の複数の生じきとは、小敷点まで記入してください。 3. 本報告書は、実施した月の翌月10日までに地区に提出してください。				

(見本) 集団回収実績報告書

港区集団回収実践団体代表者等変更届		登録番号
(区)	(宛先) 港区長	年月日
団体名 _____		
代表者住所 港区 _____		
代表者氏名 _____		
代表者電話 () _____		
1. 変更事項(該当する項目に○で印入ください) (団体名・代表者氏名・代表者住所・変更理由・報奨金額の記入欄)		
2. 変更内容(変更があった項目のみ記入ください) 変更前 变更後		
団体名	平 港区 _____	平 港区 _____
代表者住所	平 港区 _____	平 港区 _____
(1)回収品【新聞、雑誌、戻ボール、紙パック、その他の再生可能紙】 (2)金属類【金属性(スチール缶等)、アルミ類(アルミ缶等)、その他の】 (3)木類【木類(スチール缶等)、アルミ類(アルミ缶等)、その他の】 (4)びん類【生きびん・カレッジ類】 (5)その他【ペットボトル等】		
取引先業者名	平 港区 _____	平 港区 _____
取引先業者住所	平 港区 _____	平 港区 _____
報奨金額の記入欄	銀行・信託金庫・信用組合 本店、支店 普通・定期・口座開設等	
変更理由	年月日	
4. 変更理由欄 変更理由		
5. 変更理由欄 変更理由		

(見本) 集団回収実践団体代表者等変更届

代表者や口座、小規模企業者の追加等、変更が生じた場合

代表者や口座等に変更が生じた場合は、すみやかに「集団回収実践団体代表者等変更届」または「集団回収古紙排出事業者届出書」を各地区総合支所協働推進課(8ページ参照)に提出してください。



区の支援について

1 報奨金

資源回収量に応じて、区から報奨金が支給されます。報奨金の額は、下記のとおりです。(回収量1kgあたり支給額)



紙パック、その他再生可能紙、布類は、資源として回収すれば、報奨金もアップします!

品 目		報 奨 金
古 紙	新聞、雑誌、段ボール	7 円
	紙パック、その他再生可能紙	20 円
	布 類	10 円
	金属類、びん類、その他	7 円

● 報奨金支給の流れ

報奨金は、年2回支給されます(1月～6月分を9月、7月～12月分を3月に支給予定)。支給方法は口座振込ですので、集団回収団体名義の口座をご用意ください。

※ 報奨金の振込先口座の名義が集団回収団体と異なる場合は、委任状が必要となります。該当の集団回収団体へは委任状の用紙をお渡ししますので、各地区総合支所協働推進課にご連絡ください(8ページ参照)。

【例】上半期(1月～6月分)の報奨金支給の流れ

※下半期(7月～12月分)も同様の流れで支給されます。



2 空き缶プレス機の貸出

区では、活動中の団体に対して、空き缶プレス機の貸出しを行っています。※台数に限りがあり、貸出しができない場合があります。

3 優良な資源回収業者の登録制度

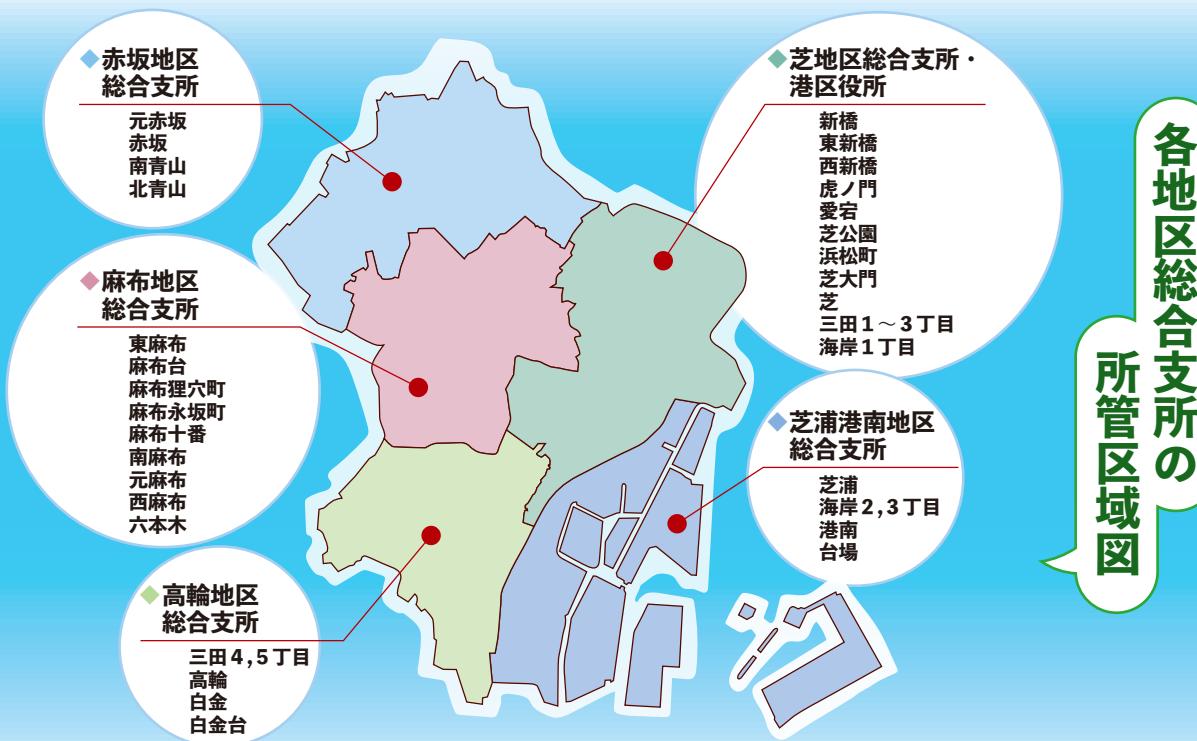
集団回収団体が安心して活動に取り組めるよう、法令等を遵守し、適切な資源循環を実施する資源回収業者の区への登録制度を開始しました。港区ホームページなどで登録業者を紹介しておりますので、契約相手方の選定にご活用ください。

54 問い合わせ先一覧

集団回収に関するお問い合わせ・集団回収実績報告書等の提出先

● 港区ポータルサイト <https://www.city.minato.tokyo.jp> ●

芝地区	芝地区総合支所 協働推進課	港区芝公園1丁目5番25号 03-3578-3123
麻布地区	麻布地区総合支所 協働推進課	港区六本木5丁目16番45号 03-5114-8802
赤坂地区	赤坂地区総合支所 協働推進課	港区赤坂4丁目18番13号 03-5413-7272
高輪地区	高輪地区総合支所 協働推進課	港区高輪1丁目16番25号 03-5421-7621
芝浦港南地区	芝浦港南地区総合支所 協働推進課	港区芝浦1丁目16番1号 03-6400-0031



集団回収で集めた資源を無断で持ち去る行為にご注意ください!



集団回収で集めた資源の持ち去りには、標識等で表示するなどの防止策が効果的です。区では、持ち去り防止用の標識等を用意していますので、希望される団体は、各地区総合支所協働推進課へお問い合わせください(上記参照)。持ち去り行為者の情報を得る、または自ら注意しようとして、むやみに持ち去り行為者に接触しないでください。不測の事態が考えられる場合は、警察へ通報してください。

港区の
集団回収の手引き

発行番号 2022010-5651 令和4年4月発行

編集・発行 港区環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所
〒108-0075 港区港南3-9-59 ☎03-3450-8025 Fax 03-3450-8063

